

□『ホリスティック教育/ケア研究』投稿規程

2018年6月2日改訂

- 1) 投稿資格は、日本ホリスティック教育/ケア学会の会員とする。また、共同執筆者全員が会員である場合にのみ、共著論文の投稿が可能である。なお、依頼原稿はこの限りではない。
- 2) 投稿内容は、教育やケアへのホリスティックなアプローチ、およびホリスティックな志向をもつ教育やケアに関する研究とする。原稿には、①どのような意味でホリスティックなアプローチもしくは志向をもつ研究であると言えるか、②教育やケアの実践・制度に対してどのようなアクチュアルな意義を持ちうるか、について言及すること。
- 3) 投稿に際し、「1. 論文 2. 研究ノート 3. 実践報告 4. 書評 5. その他」の種別を記し、タイトル・氏名には英文表記も併記すること。なお、各種別の定義については以下の通りとし、すべて未発表のものとする。また、投稿原稿は、採否の結果が出るまで他の学会に重ねて投稿することはできない。

「論文」とは、上記2)の観点についての理論的・実践的研究の成果を記述したものとする。字数は、注を含めて20,000字以内とする。

「研究ノート」とは、上記2)の観点についての理論的・実践的研究に向けて、研究動向や資料等を整理・紹介したもの、あるいは、萌芽的な問題提起を行うものとする。字数は、注を含めて16,000字以内とする。

「実践報告」とは、上記2)の観点に基づいて行われた実践の内容について記述したものとする。字数は、注を含めて20,000字以内とする。

「書評」とは、上記2)の観点に関する比較的新しい著作物について、紹介・批評するものとする。字数は、注を含めて3,000字以内とする。

※上記の字数制限について、図表内の文字数はカウントしないものとする。ただし、規定のページ数をオーバーする場合は、図表の削除、または追加料金の支払いを求める場合がある。

- 4) 原稿は電子メールによる送付を原則とする（表や図については郵送も可）。

5) 投稿内容については、人権および研究倫理上の配慮、改正「個人情報保護法」（平成 29 年 5 月 30 日）の遵守がなされていなければならない。具体的な配慮等として、以下の点を担保されたい。

- ・実在する個人や機関を対象とする研究の場合は、執筆者が所属する機関等の研究倫理委員会の承認を得ていること。なお、執筆者の所属機関等に研究倫理委員会が設置されていない場合は、研究対象となる本人（必要に応じて、研究対象者の所属する機関長も含む）や該当機関の同意が担保されていること。
- ・改正「個人情報保護法」を遵守し、匿名加工情報とするなど個人が特定されないよう配慮された記述（匿名加工情報）がされていること。特に、要配慮個人情報については細心の注意が必要である。

6) 本誌に掲載された著作物の著作権は日本ホリスティック教育/ケア学会に帰属する。著者自身が使用する場合は、この限りではないが、発表された論文等を他の著作に転載する場合は、事前に文書等で編集委員会の許可を得る必要がある。また、本誌への投稿は、日本ホリスティック教育/ケア学会が、非営利目的で、論文等の著作物を同学会が管理するホームページに掲載することについて承諾することを前提とする。

7) 掲載の可否は、査読のプロセスを経て、常任編集委員会により決定される。

8) 別刷りを希望する場合は、全額自己負担とする。